

薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度の見直しについて

【背景及び必要性】

- 医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用といった社会的要請に応え、医療の担い手として、質の高い薬剤師が求められている。
- この社会的要請に応えるためには、大学の薬剤師養成のための薬学教育において、教養教育、医療薬学、実務実習を充実した教育課程の編成により、臨床に係る実践的な能力を培うことが必要。
- そのためには、現行の4年間の大学における薬学教育では十分ではなく、6年間の教育が必要。

【制度見直しのポイント】

学校教育法の改正（文部科学省）

大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的として、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする課程については、その修業年限を6年とする。

（併せて、研究者の養成など多様な人材の養成を目的とする修業年限4年の課程も存置）

薬剤師法の改正（厚生労働省）

学校教育法の改正に伴い、修業年限6年の大学の薬学を履修する課程を修めて、卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与える。

ただし、新制度へ円滑に移行するための経過措置として、平成29年度まで（法施行後12年間）に薬学の4年制課程に入学し、その後、薬学の修士課程を修了した者が、一定の要件を満たす場合には、受験資格を付与する。

【制度導入期日（法施行日）】

- 平成18年4月1日（改正学校教育法、改正薬剤師法とも）

※ 施行期日前に大学に在学し、薬学の課程を履修している者は、4年の課程の卒業により受験資格が付与される。

※ 学校教育法の改正については、「学校教育法の一部を改正する法律」が平成16年5月21日に法律第49号として公布され、薬剤師法の改正については、「薬剤師法の一部を改正する法律案」が平成16年6月15日可決成立した。

薬劑師法の一部を改正する法律

薬剤師法の一部を改正する法律案要綱

第一 薬剤師国家試験の受験資格

薬剤師国家試験の受験資格を、学校教育法に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者に付与すること。（第十五条関係）

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）

薬剤師法の一部を改正する法律

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「（短期大学を除く。）」を削り、「課程」の下に「（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第十五条各号のいずれかに該当する者

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に

基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）

2 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）による改正前の薬剤師法第十五条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

理由

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての役割がより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

薬剤師法の一部を改正する法律新旧対照条文
 ○薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受験資格） 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者 二 （略）</p>	<p>（受験資格） 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者 二 （略）</p>

薬剤師法の一部を改正する法律参照条文

○薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）

（受験資格）

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）（抄）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「歯学」を「を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの」に改める。

附則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中学校教育法第五十五条第二項の改正規定 平成十八年四月一日
- 二 （略）

(参考)

学校教育法等の一部を改正する法律

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(大学における修業年限)</p> <p>第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。</p> <p>② 医学を履修する課程、<u>歯学</u>を履修する課程、<u>薬学</u>を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	<p>(大学における修業年限)</p> <p>第五十五条 (同上)</p> <p>② 医学、<u>歯学</u>又は<u>獣医学</u>を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>